第1回 古川流域の総合的な治水対策協議会

日時:平成30年8月17日(金)

10:30~

場所:秋田市庁舎

3階 3-D会議室

次 第

- 1 協議会設立と規約等について
 - (1) 出席者紹介
 - (2) 規約(案)について
 - (3) 会長の選出について
 - (4) 公開方法について
- 2 第1回 古川流域の総合的な治水対策協議会
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ
 - (3) 設立趣旨について
 - (4) 議事
 - 1) 平成30年5月出水時の浸水状況と地形状況
 - 2) 検討項目と役割分担
 - (5) 閉会

第1回 古川流域の総合的な治水対策協議会 出席者名簿

氏 名	所 属	役 職	備考
う野 敬二	国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所	所 長	
さとう かずよし 佐藤 和義	秋田県建設部	建設技監	
かなもり ひさゆき 金森 久幸	秋田市 上下水道局	理事	
^{ひらやま} よしなお 平山 義尚	秋田市 建設部	部 長	

「古川流域の総合的な治水対策協議会」規約

(趣旨)

第1条 本会の名称は、「古川流域の総合的な治水対策協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 協議会は、古川流域で近年頻発している浸水被害を踏まえ、秋田市・秋田県・国が連携して現状を把握し、対応方法を検討してそれぞれの役割を確認、 分担して対策を行うことで被害を軽減することを目的とする。

(協議会)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
 - 2 協議会には、別表2の職にある者からなる作業部会を置き、必要事項の調 整検討を行う。
 - 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に 応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を求めることがで きる。

(会長)

- 第4条 協議会には、会長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
 - 2 会長は、協議会の運営と進行を総括する。

(公開)

第5条 協議会の公開方法については協議会で定める。

(協議会資料等の公表)

- 第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
 - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
 - 2 協議会の事務局は、秋田市 建設部 道路建設課に置く。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り決定する。

(附 則)

第9条 この規約は、平成30年8月17日から施行する。

別表1 古川流域の総合的な治水対策協議会 委員

国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所	所長
秋田県	建設部	建設技監
秋田市	上下水道局	理事
秋田市	建設部	部長

別表2 古川流域の総合的な治水対策協議会 作業部会

国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所	副所長
国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所 工務第一課	課長
国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所 調査第一課	課長
秋田県	建設部 河川砂防課	班長
秋田県	秋田地域振興局 建設部 企画·建設課	課長
秋田県	秋田地域振興局 建設部 保全·環境課	課長
秋田市	上下水道局 下水道整備課	課長
秋田市	建設部	次長
秋田市	建設部 道路建設課	課長

「古川流域の総合的な治水対策協議会」に関する公開方法

1 会議等の公開

- (1) 会議、会議資料及び議事概要は公開するものとする。ただし、特段の理由があるときには、会議、会議資料および議事概要を非公開とすることが出来る。
- (2) 前項ただし書きの場合において、その理由を明示し、会議、会議資料および 議事概要の全部または一部を非公開とすることが出来る。

2 議事概要

・古川流域の総合的な治水対策協議会の議事概要については、事務局が作成する ものとする。

3 公開の方法

- ・会議の公開方法は、別に定める傍聴規程によるものとする。
- ・会議資料および議事概要についての公開方法は、インターネットホームページへの掲載によるものとする。

「古川流域の総合的な治水対策協議会」に関する傍聴規程

- 1 「古川流域の総合的な治水対策協議会」は公開とする。
- 2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 3 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により会長が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - 1) 危険な物を携帯している者
 - 2) 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - 3) 酒気を帯びていると認められる者
 - 4) その他協議会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - 1) 協議会の会議における言論に対し、拍手、その他により、公然と可否を表明しないこと。
 - 2) 騒ぎ立てる等、協議会の会議を妨害しないこと。
 - 3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - 4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - 5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - 6) その他協議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (6) 傍聴人は、会議で非公開とする議題があったときは、事務局の指示により、速 やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、会議の傍聴にあたっては、事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 事務局は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。

「古川流域の総合的な治水対策協議会」設立趣旨書

【設立趣旨】

- ・古川の流域において、近年、平成25年、平成29年、平成30年5月と浸水 被害が発生している。
- ・古川排水樋門では、排水ポンプ車(国土交通省)による緊急排水を行っているも のの、流域の浸水被害対策としては、抜本的な解決とはいえない状況である。
- ・古川は、合流先である秋田県管理の一級河川猿田川とも地形的に密接な位置にある。
- ・関係機関が古川流域の総合的な治水対策について、協働で検討し、地域の安全 と安心につながる体制を図ることが急務である。
- ・「古川流域の総合的な治水対策協議会」を設立し、地域の安全・安心を確保する ため、必要な施策を実施する。

【背景】

- ・秋田市南部に位置し、従来より四ツ小屋、仁井田地区の灌漑排水および流域の 雨水を集め、一部は古川排水樋門を通じて雄物川へ、また、一部は一級河川猿 田川へ合流する秋田市管理の普通河川。
- ・起点の四ツ小屋地区のやぶれ沼から分派する雄物川までは流域面積約 6.5km²、 流路延長約 6.0km、分水樋門から下流の猿田川合流までの流路延長は約 3.6km であり、流域総面積約 11.0km²、流路総延長 9.6km である。
- ・仁井田地区では、耕作地の開発による市街地化により、雨水の流出量が増加してきていることから、浸水被害が頻発しており、これまでも、平成7年、平成10年、平成14年と宅地や道路が浸水。
- ・古川の治水安全度の向上を目的として、古川上流域の洪水の一部を雄物川本川 に直接排水するため、国土交通省が古川排水樋門改築を計画し、平成14年度 の事業調整費を活用して平成15年度に完成。
- ・その後も、平成25年や平成29年には、古川沿川で浸水被害が発生している ほか、古川排水樋門上流の国道13号でも道路冠水が発生し、通行止めが起き ている状況。
- ・秋田市としては、古川で懸念されている浸水被害を防止するため、必要なソフト対策やハード対策について、詳細な検討・設計に着手したいと考えている。
- ・これらを進めるにあたっては、対策内容の確認と共に国・県・市の3者が一体 となって、浸水対策に対する役割を確認し、分担して対応していくことが必要 と考えている。

古川流域の総合的な治水対策協議会

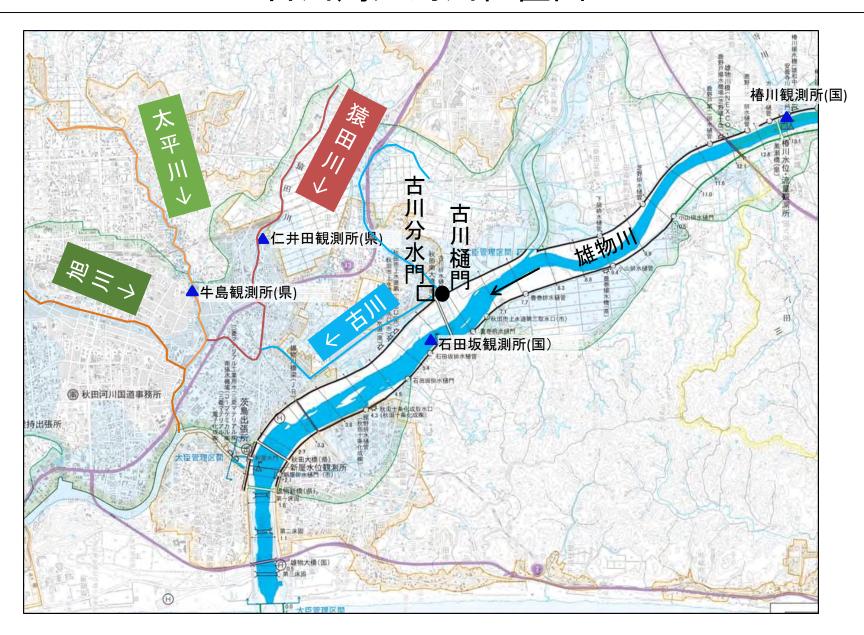
(第1回 協議会)

H30.5月出水時の浸水状況と地形状況

平成30年8月17日

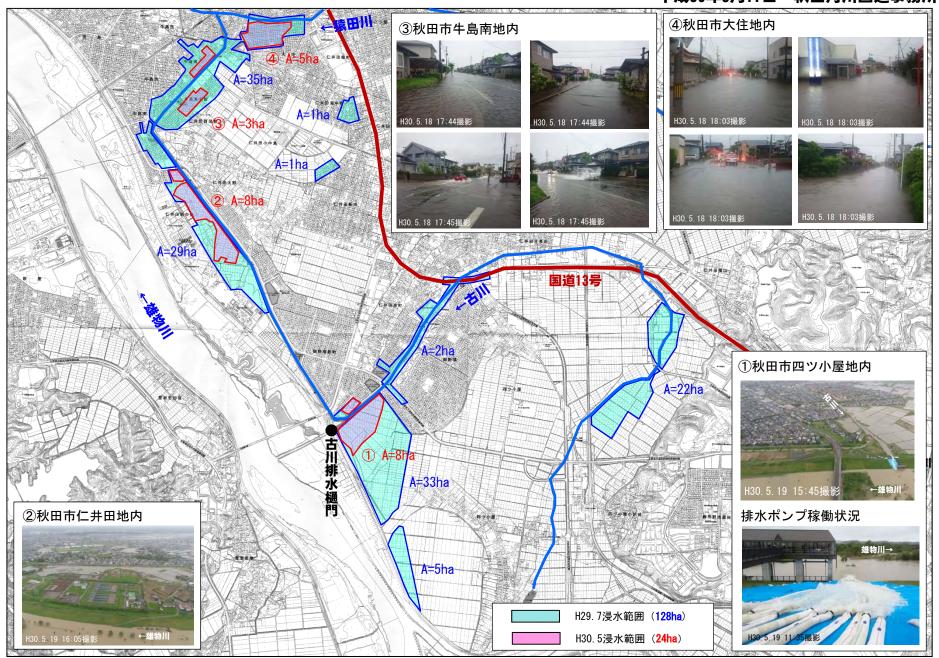
秋田河川国道事務所

古川周辺河川位置図



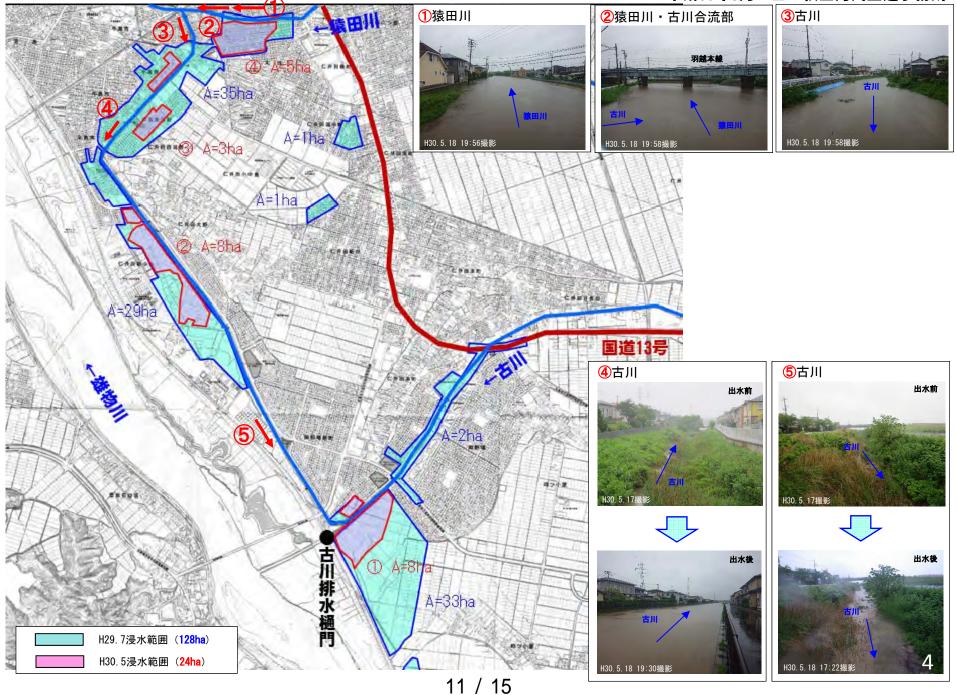
資料-4 雄物川 古川地区 浸水状況

平成30年8月17日 秋田河川国道事務所

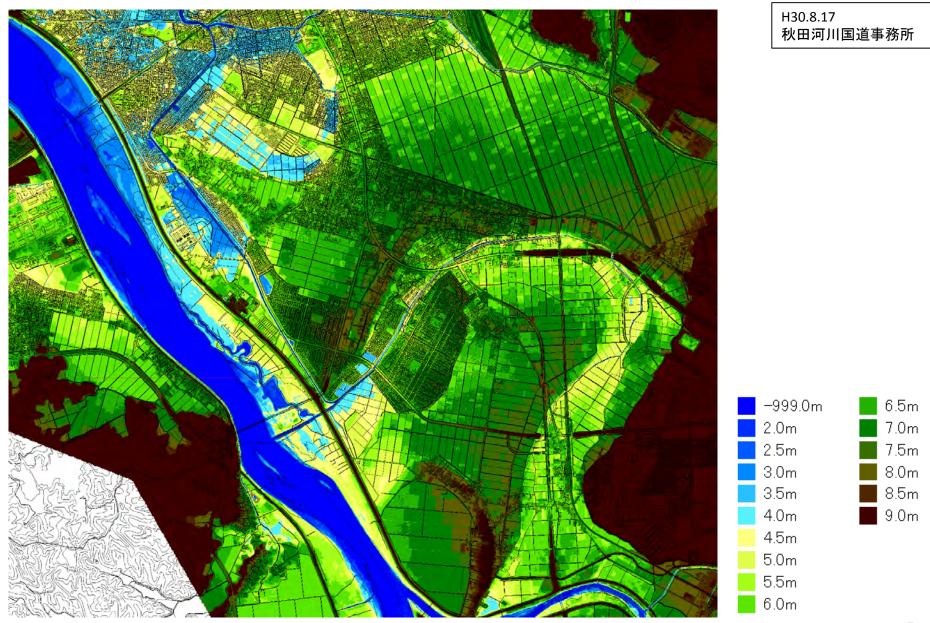


資料-4 雄物川 古川地区 浸水状況

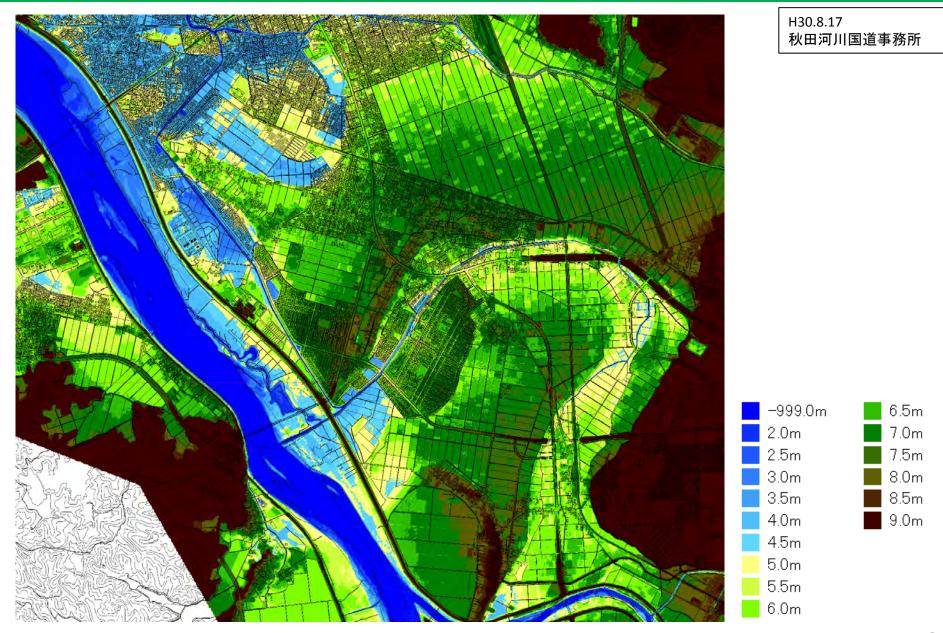
平成30年8月17日 秋田河川国道事務所



資料-4 古川流域地盤高コンター図(T.P4.0に着目)

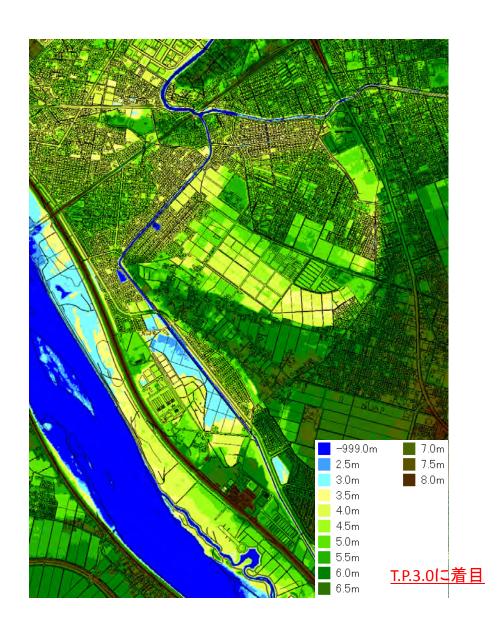


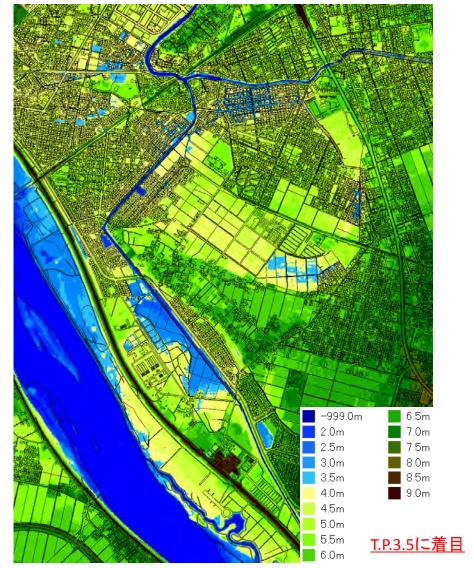
資料-4 古川流域地盤高コンター図(T.P4.5に着目)



資料-4 地盤高コンター図(猿田川への流出区間を拡大して表示)

H30.8.17 秋田河川国道事務所





「古川流域の総合的な治水対策協議会」 検討項目と役割分担

検討項目	役割 分担		
(快 i) 块 口	秋田市	秋田県	国土交通省
古川流域および猿田川流域の治水対策の現状把握	0	0	0
秋田市内の雨水下水道対策の現状把握	0		
秋田市内の流出抑制対策の現状把握	0	0	
浸水被害要因の分析	0	0	0
古川流域の総合的な治水対策のあり方	0	0	0
古川流域の総合的な治水対策メニュー	0	0	0
関係機関による段階的スケジュール	0	0	0